



確認じゃ！ 給付金(経済対策分)。

平成26年4月に実施した消費税率上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金（3千円）の支給対象者の方（※）

※ 平成28年度分の住民税が課税されていない方です。

（ただし、住民税において課税者の扶養親族等になっている方や、生活保護の受給者である方などは除きます）

対象者には、3月上旬に申請書をお送りします



支給額

1人につき 15,000円 ※支給は1回です。

申請方法

- 申請先 : 津野町役場 町民課（本庁・西庁）
- 受付期間 : 平成29年3月6日（月）～ 6月7日（水）
- 申請書類 : お送りした申請書に必要事項を記入し、押印のうえご提出ください。

※平成28年度臨時福祉給付金の申請をされていない方、またはご自身以外のご家族の方が申請及び受給をされた方は、[本人確認書類](#)と[振込先口座の通帳かカードの写し](#)のご提出もお願いします。

お問い合わせ先



津野町役場 町民課 電話 : 55-2314

[カクニンジャ](#)

[検索](#)